

58  
7



日本銀行法案

(第一次試案)

昭和二年二月九日稿



1038

大 藏 省  
日本銀行法案  
第一章  
第一条  
日本銀行は、この法律に基き、附屬機関を設け、その業務を執行する。其の業務は、左の如きものとする。  
一、日本銀行券の發行及びその準備金の管理  
二、日本銀行券の兌換  
三、日本銀行券の回収  
四、日本銀行券の保管  
五、日本銀行券の運送  
六、日本銀行券の印刷  
七、日本銀行券の鑑定  
八、日本銀行券の調査  
九、日本銀行券の調査  
十、日本銀行券の調査  
十一、日本銀行券の調査  
十二、日本銀行券の調査  
十三、日本銀行券の調査  
十四、日本銀行券の調査  
十五、日本銀行券の調査  
十六、日本銀行券の調査  
十七、日本銀行券の調査  
十八、日本銀行券の調査  
十九、日本銀行券の調査  
二十、日本銀行券の調査  
二十一、日本銀行券の調査  
二十二、日本銀行券の調査  
二十三、日本銀行券の調査  
二十四、日本銀行券の調査  
二十五、日本銀行券の調査  
二十六、日本銀行券の調査  
二十七、日本銀行券の調査  
二十八、日本銀行券の調査  
二十九、日本銀行券の調査  
三十、日本銀行券の調査  
三十一、日本銀行券の調査  
三十二、日本銀行券の調査  
三十三、日本銀行券の調査  
三十四、日本銀行券の調査  
三十五、日本銀行券の調査  
三十六、日本銀行券の調査  
三十七、日本銀行券の調査  
三十八、日本銀行券の調査  
三十九、日本銀行券の調査  
四十、日本銀行券の調査  
四十一、日本銀行券の調査  
四十二、日本銀行券の調査  
四十三、日本銀行券の調査  
四十四、日本銀行券の調査  
四十五、日本銀行券の調査  
四十六、日本銀行券の調査  
四十七、日本銀行券の調査  
四十八、日本銀行券の調査  
四十九、日本銀行券の調査  
五十、日本銀行券の調査  
五十一、日本銀行券の調査  
五十二、日本銀行券の調査  
五十三、日本銀行券の調査  
五十四、日本銀行券の調査  
五十五、日本銀行券の調査  
五十六、日本銀行券の調査  
五十七、日本銀行券の調査  
五十八、日本銀行券の調査  
五十九、日本銀行券の調査  
六十、日本銀行券の調査  
六十一、日本銀行券の調査  
六十二、日本銀行券の調査  
六十三、日本銀行券の調査  
六十四、日本銀行券の調査  
六十五、日本銀行券の調査  
六十六、日本銀行券の調査  
六十七、日本銀行券の調査  
六十八、日本銀行券の調査  
六十九、日本銀行券の調査  
七十、日本銀行券の調査  
七十一、日本銀行券の調査  
七十二、日本銀行券の調査  
七十三、日本銀行券の調査  
七十四、日本銀行券の調査  
七十五、日本銀行券の調査  
七十六、日本銀行券の調査  
七十七、日本銀行券の調査  
七十八、日本銀行券の調査  
七十九、日本銀行券の調査  
八十、日本銀行券の調査  
八十一、日本銀行券の調査  
八十二、日本銀行券の調査  
八十三、日本銀行券の調査  
八十四、日本銀行券の調査  
八十五、日本銀行券の調査  
八十六、日本銀行券の調査  
八十七、日本銀行券の調査  
八十八、日本銀行券の調査  
八十九、日本銀行券の調査  
九十、日本銀行券の調査  
九十一、日本銀行券の調査  
九十二、日本銀行券の調査  
九十三、日本銀行券の調査  
九十四、日本銀行券の調査  
九十五、日本銀行券の調査  
九十六、日本銀行券の調査  
九十七、日本銀行券の調査  
九十八、日本銀行券の調査  
九十九、日本銀行券の調査  
一百、日本銀行券の調査

大 藏 省



日本銀行制度改正案

(第一分冊)

昭和十一年三月十四日

序

一、本試案ハ既ニ日本銀行制度改正ニ關シ金融制度調査準備委員會又ハ日銀問題小幹事會ニ於テ審議シ一應決定シタル事項ハ大体該決定ニ準據シ又未審議若ハ未決定ノ事項ニ付テハ串見ニ基キ起草シタルモノナリ

一、本試案ハ日本銀行制度改正ニ關スル事項頗ル多岐ニ亘レル處其中立法ヲ要スル事項ハ如何ナルモノナルヤヲ示シ該制度改正案ノ審議ニ便ナラシメムトスル目的ヲ以テ起草シタルモノナリ從テ法律案文トシテハ未タ推敲ヲ加ヘタルモノニアラス

(津島記)

大藏省



第一章	總 則	一
第二章	重 役	三
第三章	評 議 員 會	七
第四章	株 主 總 會	一
第五章	營 業	一四
第六章	兌換銀行券	一六
第七章	利益金ノ處分及納付金	一九
第八章	政府ノ監督	二〇

日本銀行法案 (第一次試案)

目 次

大 藏 省

(Faint vertical text, likely bleed-through from the reverse side of the page)

(Faint vertical text)

大 藏 省



第九章 附則

附則 ..... 二二五

附則 ..... 二二三

日本銀行法 (第一次改正)

第一章	總則	第一條	第一條	第一條	第一條	第一條	第一條	第一條	第一條
第二章	資本	第二條	第二條	第二條	第二條	第二條	第二條	第二條	第二條
第三章	業務	第三條	第三條	第三條	第三條	第三條	第三條	第三條	第三條
第四章	監督	第四條	第四條	第四條	第四條	第四條	第四條	第四條	第四條
第五章	罰則	第五條	第五條	第五條	第五條	第五條	第五條	第五條	第五條
第六章	附則	第六條	第六條	第六條	第六條	第六條	第六條	第六條	第六條
第七章	附則	第七條	第七條	第七條	第七條	第七條	第七條	第七條	第七條
第八章	附則	第八條	第八條	第八條	第八條	第八條	第八條	第八條	第八條
第九章	附則	第九條	第九條	第九條	第九條	第九條	第九條	第九條	第九條



日本銀行法案 (第一次試案)

第一章 總 則

第一條 日本銀行ハ株式會社トシ其ノ本店ヲ東京ニ置ク

第二條 日本銀行ハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケ支店代理店ヲ設置シ又ハ他ノ銀行ト「コレレスボンデンス」ヲ締結スルコトヲ得

大藏大臣ハ必要アリト認ムルトキハ支店代理店ノ設置ヲ命スルコトヲ得

第三條 日本銀行ノ存立期間ハ滿三十年トス

第四條 日本銀行ノ資本金ハ六千萬圓トシ之ヲ三十萬株ニ分チ一株ノ金額ヲ二百圓トス

大藏省



第五條 日本銀行ノ株券ハ記名式トス

外國人ハ日本銀行ノ株主トナルコトヲ得ス内國法人ニシテ其ノ議決權ノ過半數カ外國人又ハ外國法人ニ屬スルモノ亦同シ

第六條 銀行其ノ他法令ニ依リ政府ノ監督ニ屬スル金融業者ヲ除クノ外一

株主ノ所有スル株式ノ數ハ一千ヲ超ユルコトヲ得ス

相續其ノ他ノ事由ニ依リ一株主ノ所有スル株式ノ數カ前項ニ定ムル株

數ヲ超ユルニ至リタルトキハ株主ハ超過株式取得ノトキヨリ五年内ニ

其ノ超過株式ヲ處分スヘシ

前項ノ處分ナカリシ場合ニ於テハ日本銀行ハ定款ニ定ムル所ニ依リ株

主ニ代リテ其ノ超過株式ヲ處分スヘシ

第七條 日本銀行ハ存立期間ノ滿了、破産又ハ第六十七條第二項ノ規定ニ

日本銀行ノ株券ハ記名式トス  
外國人ハ日本銀行ノ株主トナルコトヲ得ス内國法人ニシテ其ノ議決權ノ過半數カ外國人又ハ外國法人ニ屬スルモノ亦同シ  
銀行其ノ他法令ニ依リ政府ノ監督ニ屬スル金融業者ヲ除クノ外一株主ノ所有スル株式ノ數ハ一千ヲ超ユルコトヲ得ス  
相續其ノ他ノ事由ニ依リ一株主ノ所有スル株式ノ數カ前項ニ定ムル株數ヲ超ユルニ至リタルトキハ株主ハ超過株式取得ノトキヨリ五年内ニ其ノ超過株式ヲ處分スヘシ  
前項ノ處分ナカリシ場合ニ於テハ日本銀行ハ定款ニ定ムル所ニ依リ株主ニ代リテ其ノ超過株式ヲ處分スヘシ  
日本銀行ハ存立期間ノ滿了、破産又ハ第六十七條第二項ノ規定ニ



依り大蔵大臣ノ命令アリタル場合ノ外解散スルヲ得ス  
 日本銀行ノ解散シタル場合ニ於テ清算人ハ政府之ヲ選任又ハ解任  
 ス  
 第九條 清算人ハ過滞ナク財産ノ狀況ヲ調査シ財産目録及貸借對照表ヲ調  
 製シ大蔵大臣ニ提出シテ其ノ承認ヲ得タル上之ヲ株主總會ニ報告スヘ  
 シ  
 第十條 日本銀行ノ清算ニ依リ生シタル殘餘財産カ株主ノ出資金額ヲ超ユ  
 ルトキハ大蔵大臣ハ其ノ超過額全部又ハ一部ヲ國庫ニ納付セシメ又ハ  
 其ノ分配ニ付必要ナリト認ムル制限ヲ設クルコトヲ得  
 日本銀行ノ總裁、副總裁各一人理事六人監事三人乃至五人ヲ置

第二章 重 役

第十一條 日本銀行ニ總裁、副總裁各一人理事六人監事三人乃至五人ヲ置

大 藏 省



第十一條 日本銀行ノ業務ヲ監督スルハ政府ノ監督官ハ一人ニシテ三人ハ其ノ一人ニシテ  
第十二條 日本銀行ノ業務ヲ監督スルハ政府ノ監督官ハ一人ニシテ三人ハ其ノ一人ニシテ

大藏省

第十三條 日本銀行ノ業務ヲ監督スルハ政府ノ監督官ハ一人ニシテ三人ハ其ノ一人ニシテ  
第十四條 日本銀行ノ業務ヲ監督スルハ政府ノ監督官ハ一人ニシテ三人ハ其ノ一人ニシテ  
第十五條 日本銀行ノ業務ヲ監督スルハ政府ノ監督官ハ一人ニシテ三人ハ其ノ一人ニシテ  
第十六條 日本銀行ノ業務ヲ監督スルハ政府ノ監督官ハ一人ニシテ三人ハ其ノ一人ニシテ  
第十七條 日本銀行ノ業務ヲ監督スルハ政府ノ監督官ハ一人ニシテ三人ハ其ノ一人ニシテ  
第十八條 日本銀行ノ業務ヲ監督スルハ政府ノ監督官ハ一人ニシテ三人ハ其ノ一人ニシテ  
第十九條 日本銀行ノ業務ヲ監督スルハ政府ノ監督官ハ一人ニシテ三人ハ其ノ一人ニシテ  
第二十條 日本銀行ノ業務ヲ監督スルハ政府ノ監督官ハ一人ニシテ三人ハ其ノ一人ニシテ

ク

總裁ハ日本銀行ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

副總裁ハ總裁事故アルトキ其ノ職務ヲ代理シ總裁副員ノトキ其ノ職務ヲ行フ

副總裁及理事ハ總裁ヲ補佐シ日本銀行ノ業務ヲ掌理ス

監事ハ日本銀行ノ業務ヲ監査ス

第十二條 總裁及副總裁ハ政府之ヲ命シ其ノ任期ハ五年トス但シ其ノ任期満了ノトキ再任ヲ命スルコトヲ妨ケサルモ二任期ヲ超ユルコトヲ得ス

第十三條 理事ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ任命又ハ選任ス

一 三人ハ株主總會ニ於テ選舉シタル二倍ノ候補者中ヨリ大藏大臣之ヲ命ス

大藏省



布(即執行)

二 三人ハ株主總會ニ於テ之ヲ選舉ス但シ評議員會ノ承認ヲ經ルヲ要ス  
 前項第二號ノ理事中少クトモ一人ハ金融業ニ從事シタル經驗ヲ有スル者  
 ノ中ヨリ又少クトモ一人ハ商業若ハ工業ニ從事シタル經驗ヲ有スル者ノ  
 中ヨリ選舉スルヲ要ス  
 理事ノ任期ハ三年トス但シ其ノ任期滿了ノトキ前二項ノ手續ニ依リ再任  
 スルコトヲ妨ケサルモ三任期ヲ超ユルコトヲ得ス

補缺ノ爲任命又ハ選舉セラレタル理事ノ任期ハ前任者ノ殘任期間ヲ以テ  
 其ノ任期トス

第一項第二號ノ理事ハ株主總會ノ決議ニ依リ其ノ任期中ト雖之ヲ解任ス  
 ルコトヲ得但シ評議員會ノ承認ヲ經ルヲ要ス

第十四條 總裁、副總裁及理事ハ在任中他ノ銀行若ハ會社ノ役員トナリ又  
 ハ他ノ業務若ハ職務ニ從事スルヲ得ス但シ營利ヲ目的トセサル職務ニシ

大藏省



大藏省

六、大藏大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス  
七、大藏大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス  
八、大藏大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス  
九、大藏大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス  
十、大藏大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス  
十一、大藏大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス  
十二、大藏大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス  
十三、大藏大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス  
十四、大藏大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス  
十五、大藏大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス  
十六、大藏大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス  
十七、大藏大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス  
十八、大藏大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス  
十九、大藏大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス  
二十、大藏大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

テ大藏大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十五條 總裁、副總裁及理事ハ在任中貴族院議員又ハ衆議院議員ト相兼ヌルコトヲ得ス

第十六條 監事ハ株主總會ニ於テ株主中ヨリ之ヲ選舉ス  
監事ノ任期及其ノ任期中ノ解任ニ付テハ第十三條第三項乃至第五項ノ規定ヲ準用ス

第十七條 總裁、副總裁及理事ハ重役會ヲ組織シ、總裁ヲ以テ會長トス  
重役會ノ職務權限ハ定款ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條 總裁、副總裁及理事ニ付テハ本法中別段ノ定アル場合ヲ除クノ外商法第二編株式會社取締役ニ關スル規定ヲ適用ス

第十九條 監事ハ監事會ヲ組織ス

大藏省



第十八條 董事ハ其有會ニ出席スル者ニ限リ

其決議ニ出席スル者ニ限リ其決議ニ賛成スル者ニ限リ

第十九條 株式會社ニ對シテハ其決議ニ出席スル者ニ限リ

其決議ニ出席スル者ニ限リ其決議ニ賛成スル者ニ限リ

第二十條 株式會社ニ對シテハ其決議ニ出席スル者ニ限リ

其決議ニ出席スル者ニ限リ其決議ニ賛成スル者ニ限リ

第二十一條 株式會社ニ對シテハ其決議ニ出席スル者ニ限リ

其決議ニ出席スル者ニ限リ其決議ニ賛成スル者ニ限リ

第二十二條 株式會社ニ對シテハ其決議ニ出席スル者ニ限リ

其決議ニ出席スル者ニ限リ其決議ニ賛成スル者ニ限リ

第二十三條 株式會社ニ對シテハ其決議ニ出席スル者ニ限リ

其決議ニ出席スル者ニ限リ其決議ニ賛成スル者ニ限リ

監事會ノ職務權限ハ定款ヲ以テ之ヲ定ム

第二十條 監事ニ付テハ本法中別段ノ定アル場合ヲ除クノ外商法第二編株式會社監査役ニ關スル規定ヲ適用ス

第三章 評議員會

第二十一條 日本銀行ニ評議員會ヲ置ク

評議員會ハ會長一人及評議員九人ヲ以テ之ヲ組織ス  
會長ハ總裁ヲ以テ之ニ充ツ

評議員ハ左記各號ニ掲クル者ヲ以テ之ニ充ツ

- 一 官吏又ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ政府ニ於テ任命シタル者 三人
- 二 社團法人東京手形交換所理事長
- 三 社團法人大阪手形交換所理事長

大藏省



















總裁前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ臨時株主總會ヲ招集スヘシ

第三十三條 株主總會ノ會長ハ總裁ヲ以テ之ニ充ツ

第三十四條 株主總會期日ノ四十日前ヨリ引續キ株主タル者ニ非サレハ株主總會ニ出席シ且議決ニ加ハルヲ得ス

第三十五條 株主ノ議決權ハ一株ニ付一箇トス但シ五百株ヲ超ユル株式ヲ有スル者ノ議決權ハ五百株ヲ超ユル株式五十株毎ニ一箇ノ議決權ヲ加

フ

第三十六條 株主ハ株主ニ非サル者ヲ代理人トシ其ノ議決權ヲ行フコトヲ得ヌ但シ法定代理人ハ此ノ限ニ在ラス

第三十七條 株主總會ハ本法中特ニ規定セルモノヲ除クノ外左記各號ニ掲

クル事項ニ付決議ス

第三十八條 株主總會ハ本法中特ニ規定セルモノヲ除クノ外左記各號ニ掲

クル事項ニ付決議ス

第三十九條 株主總會ハ本法中特ニ規定セルモノヲ除クノ外左記各號ニ掲

大藏省

大藏省

第三十條 株主總會ノ決議ハ多數ノ議決ニ依リテ之ニ決スルコトヲ要ス但シ本條ノ規定ニ反シテ多數ノ議決ニ依リテ之ニ決スルコトヲ要スル事項ハ別段ノ規定ニ依リテ之ニ決スルコトヲ要ス



- 一 定款ノ變更
  - 二 營業報告及貸借對照表ニ對スル承認
  - 三 資本金ノ増加又ハ減少ヲ請願スルコト
  - 四 右各號ニ掲クルモノノ外商法ノ定ムル所ニ依リ株主總會ノ決議スヘキ事項但シ積立金並利益配當ノ承認及検査役ノ選任ニ關スル決議ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 第三十八條 株主總會ノ決議ハ出席株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲シ可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル
- 定款ノ變更ハ議決權アル株主ノ半數以上ニシテ議決權總數ノ五分ノ三ヲ有スル株主出席シ其ノ議決權ノ三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ之ヲ決ス
- 第三十九條 副總裁、理事及日本銀行監理官ハ何時ニテモ株主總會ニ出席シ意見ヲ陳フルコトヲ得

大藏省  
 第三十條 株主總會ノ決議ハ出席株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲シ  
 可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル  
 定款ノ變更ハ議決權アル株主ノ半數以上ニシテ議決權總數ノ五分ノ三  
 ヲ有スル株主出席シ其ノ議決權ノ三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ之ヲ決ス  
 第三十一條 副總裁、理事及日本銀行監理官ハ何時ニテモ株主總會ニ出席  
 シ意見ヲ陳フルコトヲ得



第五章 營業

第四十條 日本銀行ハ左ノ業務ヲ營ムモノトス

- 一 政府發行ノ手形爲替手形其ノ他商業手形ノ割引又ハ賣買
- 二 平常取引スル銀行會社又ハ商人ノ爲手形金ノ取立
- 三 諸預リ金及當座貸越勘定
- 四 國債政府發行ノ手形又ハ政府ノ保證ニ係ル各種ノ有價證券ヲ擔保トスル貸付
- 五 金銀貨又ハ地金銀ヲ擔保トスル貸付
- 六 國債及政府ノ保證ニ係ル有價證券ノ賣買
- 七 地金銀ノ賣買及貨幣ノ交換

大藏省

第三十八條 日本銀行ハ左ノ業務ヲ營ムモノトス

一 政府發行ノ手形爲替手形其ノ他商業手形ノ割引又ハ賣買

二 平常取引スル銀行會社又ハ商人ノ爲手形金ノ取立

三 諸預リ金及當座貸越勘定

四 國債政府發行ノ手形又ハ政府ノ保證ニ係ル各種ノ有價證券ヲ擔保トスル貸付

五 金銀貨又ハ地金銀ヲ擔保トスル貸付

六 國債及政府ノ保證ニ係ル有價證券ノ賣買

七 地金銀ノ賣買及貨幣ノ交換

大藏省



八 金銀貨貴金屬及諸證券ノ保護預リ

第四十一條 日本銀行ハ營業ノ爲必要ナル物件ヲ取得シ又ハ債務辨濟ノ爲

物件ヲ引受クル場合ヲ除クノ外動産及不動産ヲ所有スルヲ得ス

第四十二條 第四十條ノ手形割引歩合及貸付利子歩合ハ重役會ニ於テ之ヲ

決定シ大藏大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ公表スヘシ

第四十三條 第四十條第一號ノ政府發行ノ手形ノ割引又ハ買入金額及第四

號ノ貸付金額ノ限度ハ評議員會ニ諮問シ重役會ニ於テ之ヲ決定シ政府

ノ承認ヲ受クヘシ

第四十四條 日本銀行ハ法令ノ定ムル所ニ依リ國庫金ノ出納運用及政府ノ

所有又ハ保管ニ係ル有價證券ノ出納保管ニ關スル事務ヲ取扱フヘシ

第四十五條 日本銀行ハ法令ノ定ムル所ニ依リ國債ノ起債、元金償還、利

大藏省

第四十條 日本銀行ハ營業ノ爲必要ナル物件ヲ取得シ又ハ債務辨濟ノ爲  
物件ヲ引受クル場合ヲ除クノ外動産及不動産ヲ所有スルヲ得ス  
第四十二條 第四十條ノ手形割引歩合及貸付利子歩合ハ重役會ニ於テ之ヲ  
決定シ大藏大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ公表スヘシ  
第四十三條 第四十條第一號ノ政府發行ノ手形ノ割引又ハ買入金額及第四  
號ノ貸付金額ノ限度ハ評議員會ニ諮問シ重役會ニ於テ之ヲ決定シ政府  
ノ承認ヲ受クヘシ  
第四十四條 日本銀行ハ法令ノ定ムル所ニ依リ國庫金ノ出納運用及政府ノ  
所有又ハ保管ニ係ル有價證券ノ出納保管ニ關スル事務ヲ取扱フヘシ  
第四十五條 日本銀行ハ法令ノ定ムル所ニ依リ國債ノ起債、元金償還、利



第四十五條 日本銀行ハ本章程ニ依リ兌換銀行券ヲ發行スルコトヲ得

第四十六條 日本銀行ハ本章程ニ規定セサル業務ヲ營ムコトヲ得ス

第四十七條 日本銀行ハ本章程ニ定ムル所ニ依リ兌換銀行券ヲ發行スルコトヲ得

第四十八條 兌換銀行券ノ種類ハ壹圓、五圓、拾圓、貳拾圓、五拾圓、百圓及貳百圓ノ七種トシ、其ノ様式ハ重役會ニ於テ之ヲ決定シ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第四十九條 前條各種兌換銀行券ノ發行高ハ重役會ニ於テ之ヲ決定シ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ

大藏省

子支拂、證券及登錄ニ關スル事務ヲ取扱フヘシ

第四十六條 日本銀行ハ本章程ニ規定セサル業務ヲ營ムコトヲ得ス

第六章 兌換銀行券

第四十七條 日本銀行ハ本章程ニ定ムル所ニ依リ兌換銀行券ヲ發行スルコトヲ得

第四十八條 兌換銀行券ノ種類ハ壹圓、五圓、拾圓、貳拾圓、五拾圓、百圓及貳百圓ノ七種トシ、其ノ様式ハ重役會ニ於テ之ヲ決定シ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第四十九條 前條各種兌換銀行券ノ發行高ハ重役會ニ於テ之ヲ決定シ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ

大藏省



大正... 兌換銀行券ハ金貨ヲ以テ兌換スルモノトス但シ壹圓兌換銀行券  
 ノ五枚ニ滿タサルモノハ銀貨ヲ以テ之ヲ兌換スルコトヲ得  
 第五十一條 兌換銀行券ハ公私一切ノ取引ニ無制限ニ通用スルモノトス  
 第五十二條 日本銀行ハ兌換銀行券發行高ニ對シ兌換準備トシテ其ノ四割  
 ヲ下ラサル金額ノ金貨、金地金又ハ銀貨若ハ銀地金ヲ保有スヘシ但  
 シ銀貨及銀地金ハ準備總額ノ二割ヲ超ユルコトヲ得ス  
 日本銀行ハ前項ノ規定ニ依ル兌換準備保有高ヲ超ユル兌換銀行券發行  
 高ニ對シ同額ノ期限三箇月以内ノ確實ナル商業手形、銀行引受手形、  
 政府發行手形又ハ國債ヲ保證準備トシテ保有スヘシ但シ政府發行手形  
 又ハ國債ハ保證準備總額ノ四割ヲ超ユルコトヲ得ス  
 第五十三條 日本銀行ハ金融ノ情況ニ依リ特ニ兌換銀行券ノ發行ヲ緊要ト

大藏省

第五十條 兌換銀行券ハ金貨ヲ以テ兌換スルモノトス但シ壹圓兌換銀行券  
 ノ五枚ニ滿タサルモノハ銀貨ヲ以テ之ヲ兌換スルコトヲ得  
 第五十一條 兌換銀行券ハ公私一切ノ取引ニ無制限ニ通用スルモノトス  
 第五十二條 日本銀行ハ兌換銀行券發行高ニ對シ兌換準備トシテ其ノ四割  
 ヲ下ラサル金額ノ金貨、金地金又ハ銀貨若ハ銀地金ヲ保有スヘシ但  
 シ銀貨及銀地金ハ準備總額ノ二割ヲ超ユルコトヲ得ス  
 日本銀行ハ前項ノ規定ニ依ル兌換準備保有高ヲ超ユル兌換銀行券發行  
 高ニ對シ同額ノ期限三箇月以内ノ確實ナル商業手形、銀行引受手形、  
 政府發行手形又ハ國債ヲ保證準備トシテ保有スヘシ但シ政府發行手形  
 又ハ國債ハ保證準備總額ノ四割ヲ超ユルコトヲ得ス  
 第五十三條 日本銀行ハ金融ノ情況ニ依リ特ニ兌換銀行券ノ發行ヲ緊要ト

大藏省







第五十六條 日本銀行ハ毎営業年度ニ於テ資本ノ缺損ヲ補フ爲純利益金ノ少ナクトモ百分ノ八以上ヲ積立テ且利益配當ノ平均ヲ得セシムル爲純利益金ノ少ナクトモ百分ノ二以上ヲ積立ツヘシ

第五十七條 日本銀行ハ毎日ノ兌換銀行券ノ發行高、兌換準備高、保證準備高及準備割合ヲ取纏メ一週一回官報ニ公表スヘシ

第五十八條 兌換銀行券ノ製造、發行、損券引換及銷却ニ關スル手續ハ大藏大臣之ヲ定ム

第七章 利益金ノ處分及納付金

第五十九條 日本銀行ハ毎營業年度ニ於テ資本ノ缺損ヲ補フ爲純利益金ノ少ナクトモ百分ノ八以上ヲ積立テ且利益配當ノ平均ヲ得セシムル爲純利益金ノ少ナクトモ百分ノ二以上ヲ積立ツヘシ

第六十條 日本銀行ハ毎營業年度ノ純利益金中ヨリ拂込資本金額ニ對スル年六分ニ相當スル株主利益配當金及前條ノ規定ニ依ル積立金ノ最少額

大藏省



第六十條 日本銀行ハ經營年度ノ純利益金中ヨリ前條ニ依ル株主利益ノ額ノ一割ヲ納付スルモノトス

第六十一條 日本銀行ハ經營年度ノ純利益金中ヨリ前條ニ依ル株主利益ノ額ノ一割ヲ納付スルモノトス

第六十二條 前二條ニ依ル納付金額ハ所得税法ニ依ル所得及營業收益税法ニ依ル純益ヨリ之ヲ控除ス

第六十三條 第六十條及第六十一條ノ納付金ハ營業年度終了後二月内ニ之ヲ政府ニ納付スルモノトス

第六十條 日本銀行ハ經營年度ノ純利益金中ヨリ前條ニ依ル株主利益ノ額ノ一割ヲ納付スルモノトス

第六十一條 日本銀行ハ經營年度ノ純利益金中ヨリ前條ニ依ル株主利益ノ額ノ一割ヲ納付スルモノトス

第六十二條 前二條ニ依ル納付金額ハ所得税法ニ依ル所得及營業收益税法ニ依ル純益ヨリ之ヲ控除ス

第六十三條 第六十條及第六十一條ノ納付金ハ營業年度終了後二月内ニ之ヲ政府ニ納付スルモノトス

第八章 政府ノ監督



















附 則

第七十五條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十六條 日本銀行條例、兌換銀行券條例及明治三十二年法律第五十六

號（日本銀行納税ニ關スル件）ハ之ヲ廢止ス

第七十七條 日本銀行條例ニ依ル日本銀行ハ其ノ設立ノ日ニ於テ本法ニ依  
リ設立シタルモノト看做ス但シ第三條ノ存立期間ハ本法施行ノ日ヨリ  
起算スルモノトス

第七百八條 第六條第一項ノ規定ハ本法施行ノ際株主タル者ニハ現ニ所有  
セル株式ノ限度ニ於テ之ヲ適用セス但シ本法施行後持<sup>持</sup>ヲ減少シタルト  
キハ再ヒ一千株ヲ超ヘタル株式ヲ取得スルコトヲ得サルモノトス  
本法施行ノ際一千株ヲ超ユル株式ヲ有セル法人ハ本法施行後十年以内  
ニ其ノ超過株式ヲ處分スヘシ

大 藏 省

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including the title '附 則' and various numbered articles.)



本銀行は、前項ノ規定ニ依リ、日本銀行ノ定款ニ定ムル所ニ依リ、株  
 主ニ代リテ其ノ超過株式ヲ處分スヘシ  
 第七十九條 本法施行ノ際ニ於ケル日本銀行總裁、副總裁、理事又ハ監事  
 ハ其ノ殘任期間中引續キ總裁、副總裁、理事又ハ監事タルモノトス  
 第十三條ノ規定ハ前項ノ理事中一人カ其ノ任期滿了シ又ハ一人ノ缺員  
 ヲ生シタルトキヨリ之ヲ施行ス  
 前項ノ場合ニ於テ現ニ理事タル者ハ第十三條第一項第一號ニ依リ理事  
 タルモノト見做ス  
 第十三條第一項第二號ノ規定ニ依リ第一回ニ選舉セラレタル理事ノ任  
 期ハ拙識ニ依リ甲ハ一年、乙ハ二年、丙ハ三年トス  
 第八十條 第十五條ノ規定ハ本法施行ノ際現ニ日本銀行總裁、副總裁又ハ

前項ノ處分ナカリシ場合ニ於テハ日本銀行ハ定款ニ定ムル所ニ依リ株  
 主ニ代リテ其ノ超過株式ヲ處分スヘシ  
 第七十九條 本法施行ノ際ニ於ケル日本銀行總裁、副總裁、理事又ハ監事  
 ハ其ノ殘任期間中引續キ總裁、副總裁、理事又ハ監事タルモノトス  
 第十三條ノ規定ハ前項ノ理事中一人カ其ノ任期滿了シ又ハ一人ノ缺員  
 ヲ生シタルトキヨリ之ヲ施行ス  
 前項ノ場合ニ於テ現ニ理事タル者ハ第十三條第一項第一號ニ依リ理事  
 タルモノト見做ス  
 第十三條第一項第二號ノ規定ニ依リ第一回ニ選舉セラレタル理事ノ任  
 期ハ拙識ニ依リ甲ハ一年、乙ハ二年、丙ハ三年トス  
 第八十條 第十五條ノ規定ハ本法施行ノ際現ニ日本銀行總裁、副總裁又ハ

大藏省



理事タル者ニ對シテハ其ノ在任中之ヲ適用セス

第八十一條 兌換銀行券條例ニ依リ日本銀行ノ發行シタル兌換銀行券ハ本法ニ依リ日本銀行ニ於テ之ヲ發行シタルモノト看做ス

第八十二條 本法施行ノ際日本銀行ノ有セル積立金ハ第五十九條ノ規定ニ依ル積立金ト見做ス

第八十三條 前各條ニ定ムルモノノ外本法施行ニ關シ必要ナル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

大藏省

第八十四條 日本銀行ノ發行シタル兌換銀行券ハ本法ニ依リ日本銀行ニ於テ之ヲ發行シタルモノト看做ス

第八十五條 日本銀行ノ發行シタル兌換銀行券ハ本法ニ依リ日本銀行ニ於テ之ヲ發行シタルモノト看做ス

第八十六條 日本銀行ノ發行シタル兌換銀行券ハ本法ニ依リ日本銀行ニ於テ之ヲ發行シタルモノト看做ス

第八十七條 日本銀行ノ發行シタル兌換銀行券ハ本法ニ依リ日本銀行ニ於テ之ヲ發行シタルモノト看做ス

第八十八條 日本銀行ノ發行シタル兌換銀行券ハ本法ニ依リ日本銀行ニ於テ之ヲ發行シタルモノト看做ス

第八十九條 日本銀行ノ發行シタル兌換銀行券ハ本法ニ依リ日本銀行ニ於テ之ヲ發行シタルモノト看做ス

第九十條 日本銀行ノ發行シタル兌換銀行券ハ本法ニ依リ日本銀行ニ於テ之ヲ發行シタルモノト看做ス

第九十一條 日本銀行ノ發行シタル兌換銀行券ハ本法ニ依リ日本銀行ニ於テ之ヲ發行シタルモノト看做ス

第九十二條 日本銀行ノ發行シタル兌換銀行券ハ本法ニ依リ日本銀行ニ於テ之ヲ發行シタルモノト看做ス

第九十三條 日本銀行ノ發行シタル兌換銀行券ハ本法ニ依リ日本銀行ニ於テ之ヲ發行シタルモノト看做ス

第九十四條 日本銀行ノ發行シタル兌換銀行券ハ本法ニ依リ日本銀行ニ於テ之ヲ發行シタルモノト看做ス

第九十五條 日本銀行ノ發行シタル兌換銀行券ハ本法ニ依リ日本銀行ニ於テ之ヲ發行シタルモノト看做ス

第九十六條 日本銀行ノ發行シタル兌換銀行券ハ本法ニ依リ日本銀行ニ於テ之ヲ發行シタルモノト看做ス

第九十七條 日本銀行ノ發行シタル兌換銀行券ハ本法ニ依リ日本銀行ニ於テ之ヲ發行シタルモノト看做ス

第九十八條 日本銀行ノ發行シタル兌換銀行券ハ本法ニ依リ日本銀行ニ於テ之ヲ發行シタルモノト看做ス

第九十九條 日本銀行ノ發行シタル兌換銀行券ハ本法ニ依リ日本銀行ニ於テ之ヲ發行シタルモノト看做ス

第一百條 日本銀行ノ發行シタル兌換銀行券ハ本法ニ依リ日本銀行ニ於テ之ヲ發行シタルモノト看做ス

大藏省